

---

相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

## 第25回：孫への生前贈与は効果的？

---

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

# 1. 孫への生前贈与は効果的？

---

孫にも生前贈与すると効果的なのだろうか？

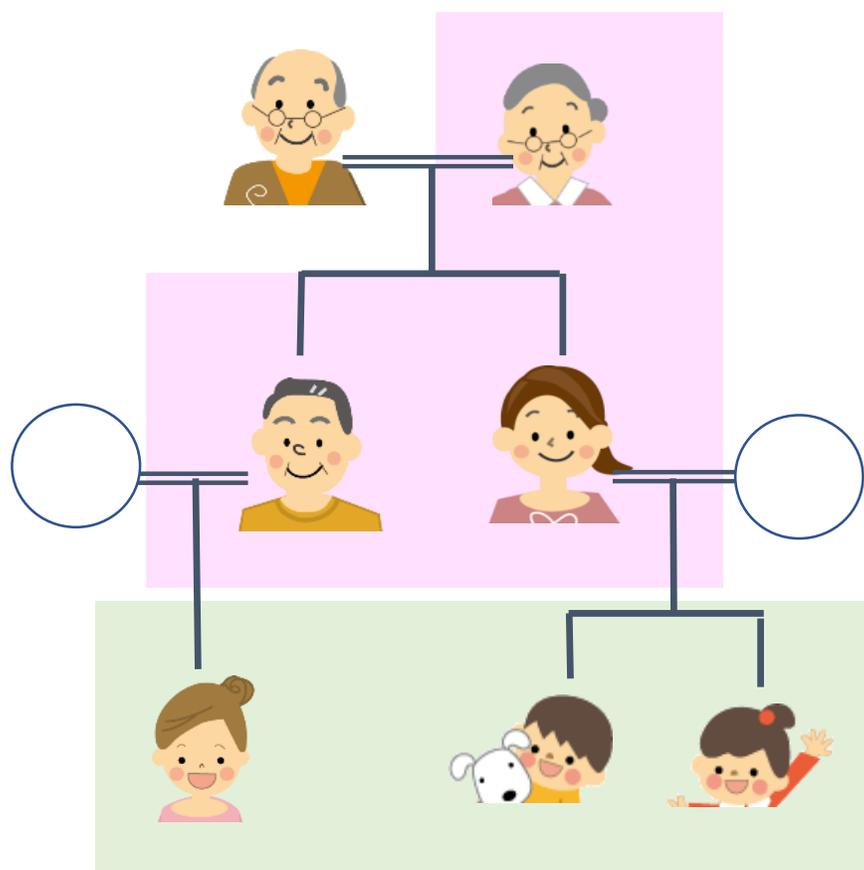
生前贈与をする相手が増えるとどうなるのかな？



## 2. 受取る方が増えると…

贈与税は受取る方ごとの税金です！受取る方が増えると…

【例】1,000万円を複数人へ分けて贈与する場合（子2人、孫3人）



| 受取る人                         | 贈与税額   |
|------------------------------|--|
| 【1】子2名に<br>500万円ずつ贈与         | $48.5\text{万円} \times 2\text{名} = 97\text{万円}$ |
| 【2】子2名・孫3名 計5名に<br>200万円ずつ贈与 | $9\text{万円} \times 5\text{名} = 45\text{万円}$    |
| 【1】・【2】を比較                   | ▲ $52\text{万円}$                                |

※子への贈与は「特例贈与」に該当するものとして計算しています。

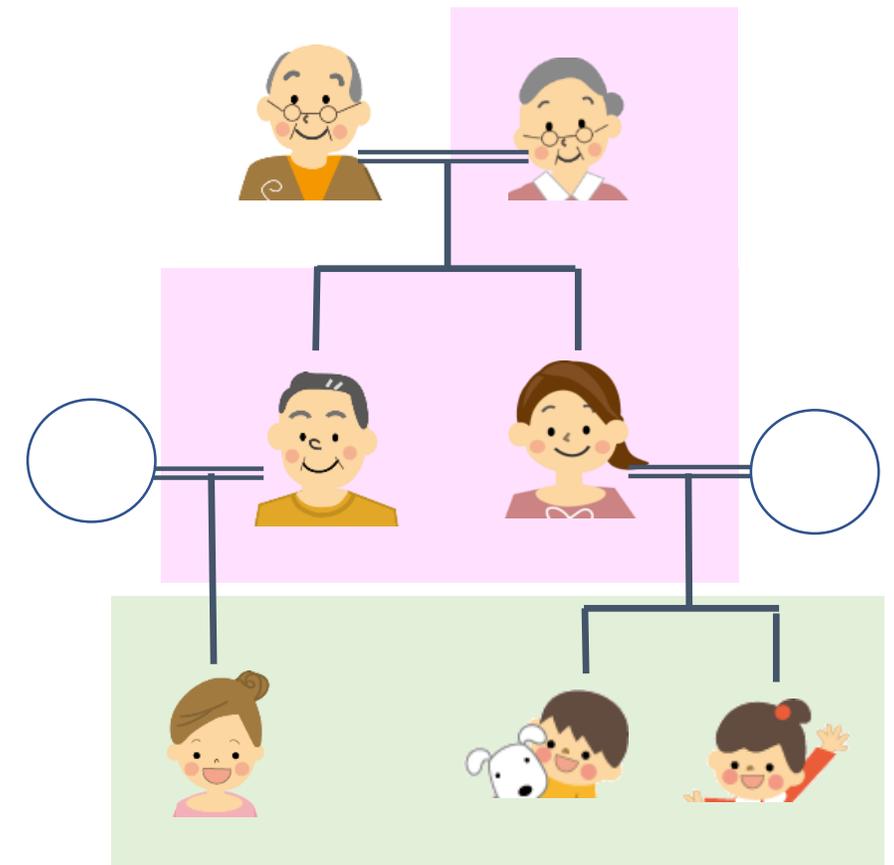
**子だけではなく、孫への贈与も効果的です！**

# 3. 贈与財産の3年内加算にも効果的？

## 相続税における贈与財産（暦年課税）の3年内加算

- ① 財産を相続した方が
  - ② 相続開始前3年以内に
  - ③ 被相続人から贈与を受けた財産の価額（贈与時評価額）は
  - ④ 相続財産に加算され相続税が課税されます。
- ※贈与時に支払った贈与税は、相続税から控除できます。

|                 | 相続開始前3年以内   |      |      |      |      | 相続財産を取得した方  |                 |             |      |
|-----------------|-------------|------|------|------|------|---|-----------------|-------------|------|
|                 | 5年前         | 4年前  | 3年前  | 2年前  | 1年前  |   |                 |             |      |
| 【子】             | 100万        | 100万 | 100万 | 100万 | 100万 | <table border="1"> <tr> <td>贈与財産加算<br/>600万円</td> <td rowspan="2">相続税<br/>課税財産</td> </tr> <tr> <td>相続財産</td> </tr> </table> | 贈与財産加算<br>600万円 | 相続税<br>課税財産 | 相続財産 |
| 贈与財産加算<br>600万円 | 相続税<br>課税財産 |      |      |      |      |   |                 |             |      |
| 相続財産            |             |      |      |      |      |   |                 |             |      |
| 【子】             | 100万        | 100万 | 100万 | 100万 | 100万 |   |                 |             |      |
| 【孫】             | 100万        | 100万 | 100万 | 100万 | 100万 |   |                 |             |      |
| 【孫】             | 100万        | 100万 | 100万 | 100万 | 100万 |   |                 |             |      |
| 【孫】             | 100万        | 100万 | 100万 | 100万 | 100万 |   |                 |             |      |



**孫等の相続人以外の方への生前贈与が効果的です！**

### 【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和4年5月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会